

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて 診療を行っている保険医療機関です。

■入院基本料に関する事項

・回復期リハビリテーション病棟入院料

当院は、当該各病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、専従の作業療法士2名以上、専従の言語聴覚士1名以上及び専従の社会福祉士等1名以上の職員を常時配置しています。

各階病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕5時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕4時30分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

・入院診療計画書

当院では入院の際に、医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に対する診療計画を策定しています。

・院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化

当院は厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

■関東信越厚生局への届出事項に関する事項

・入院時食事療養費／入院時生活療養費（I）

当院は健康保険法の規定による入院食事療養に基づいた食事を提供しています。

当院は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

・脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、廃用症候群リハビリテーション料（I）

専任の常勤医師が2名以上、専従の常勤理学療法士が5名以上、専従の常勤作業療法士が3名以上、専従の常勤言語聴覚士が1名以上（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が併せて10名以上）勤務するという基準を満たしております。

・運動器リハビリテーション料（I）

専任の常勤医師が1名以上、専従の常勤理学療法士及び作業療法士が併せて4名以上勤務するという基準を満たしております。

・データ提出加算1・3

厚生労働省の「DPC導入の影響評価に係る調査」に適切に参加できる体制を整えています。

・認知症ケア加算2

認知機能低下による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患治療への影響が見込まれる患者様に対し、症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられる体制を整えています。

・診療録管理体制加算3

適切な診療記録の管理を行う体制を整えています。

・医療安全対策加算2

医療安全のための指針の策定、医療安全管理体制を整備しています。

・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療従事者の労働環境の改善と医療の質を向上させる取り組みの一貫として届出をしています。